

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 松屋眼科医院
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市多良見町化屋 723 番地 4

(3) 設立認可年月日 平成9年2月17日

(4) 設立登記年月日 平成9年2月28日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	松屋 直樹	松屋眼科医院診療所管理者
理事	濱塚 友香	
〃	松屋 奈々	
監事	中島 コト	
顧問	松屋 ユキ子	

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 松屋眼科医院	長崎県諫早市多良見町化屋 723-4	一般病床 9床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年7月25日 令和3年度決算の決定・理事報酬の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 松屋眼科医院
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋723番地4

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和5年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	110,529	I 流動負債	9,219
II 固定資産	126,202	II 固定負債	53,528
1 有形固定資産	55,046	負債合計	62,747
2 無形固定資産	372	純資産の部	
3 その他の資産	70,783	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	163,984
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	173,984
資産合計	236,731	負債・純資産合計	236,731

様式4-2

法人名 医療法人 松屋眼科医院
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋723番地4

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	248,508
2 事業費用	249,970
本来業務事業損失	1,462
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,462
II 事業外収益	2,675
III 事業外費用	655
經常利益	558
IV 特別利益	1,074
V 特別損失	838
税引前当期純利益	794
法人税等	71
当期純利益	723

様式 2

法人名 医療法人 松屋眼科医院
 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋723番地4

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年5月31日現在)

1. 資 産 額 236,731 千円
 2. 負 債 額 62,747 千円
 3. 純 資 産 額 173,984 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	110,529
B 固 定 資 産	126,202
C 資 産 合 計 (A + B)	236,731
D 負 債 合 計	62,747
E 純 資 産 (C - D)	173,984

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 松屋眼科医院
理事長 松屋 直樹 殿

私は、医療法人松屋眼科医院の令和4年会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所内において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 7月 24日

医療法人松屋眼科医院

監事 中島 コト